

国住経法第 13 号
令和 5 年 11 月 1 日

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿
公益社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅経済・法制課長
(公 印 省 略)

「特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に係る
建築士等の証明事務の実施について」の一部改正について

現在、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 74 条の 3 に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例の適用にあたっては、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 26 条の 3 の規定に基づき、市町村長等が当該家屋の証明を行うことが必要であり、その証明にあたって同法第 74 条の 3 第 2 項に規定する増改築等をしたことを確認するための書類について、標記通知により定めているところです。

昨年、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）の一部が令和 4 年国土交通省告示第 1105 号により改正されたことを踏まえ、標記通知の改正を別紙のとおり行うこととしましたので、十分留意するようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、貴団体会員の建築士に対しても本通知を周知いただくよう、お願いいたします。

なお、改正の内容については、関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。